

グリーンシート銘柄の取引に関する説明書

松井証券株式会社

(グリーンシート銘柄の性格)

グリーンシート銘柄とは、日本証券業協会の公正慣習規則第2号（「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」）第2条第4項に規定する有価証券を指し、グリーンシートとはグリーンシート銘柄が流通する制度のことを指します。グリーンシートは一般的に次のような性格を有しています。

1. 証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と比較して、グリーンシート銘柄の発行会社の中には、収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な状態となっている企業もあります。また、発行会社の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第17条に基づく開示書類であり、証券取引法に基づく開示書類ではありません。
したがって、有価証券報告書等を提出していない企業の場合、そのディスクロージャーの内容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。
2. グリーンシート銘柄は、上場有価証券が具体的に組織化された証券取引所市場において売買取引されるのに対し、一定の取引場所を持たず、証券会社の店頭において売買取引が行われます。
また、その売買取引は、顧客と証券会社間の相対売買であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても証券会社によって売買価格が異なる場合があります。
3. グリーンシート銘柄は、店頭売買有価証券と比べて、更に市場性が薄く、価格が大きく変動することがあります。
4. 公開銘柄と比較すると流動性が低い銘柄があり、長期間売買が成立しない場合、あるいは希望する価格で売買できない場合があります。
5. 公開銘柄と比較すると株価情報、決算短信その他について新聞報道されていない場合があります、情報入手経路が限られている場合があります。

(証券取引法各規定の遵守)

グリーンシート銘柄の取引を行うに際しては、証券取引法（同法第6章『有価証券の取引等に関する規制』の各規定を含む）、およびその他関連法令、規則、ガイドライン（以下「法令等」とします。）、その他一切のルールを遵守の上行わなければならないものとします。また、法令等が新設あるいは変更された場合は、当該新設あるいは変更にしたがい、お客様は当該新設された条文および変更された条文を遵守するものとします。法令等を理解することはお客様における義務であるものとします。

(募集または売出し)

グリーンシート銘柄の発行会社(以下「発行会社」とします。)が、グリーンシート銘柄の募集または売出しを行う場合、お客様は次に掲げる事項を承諾のうえ、当該グリーンシート銘柄の取得の申込みを行うものとします。

1. 申込単位
募集または売出しの都度、代表取扱会員(日本証券業協会公正慣習規則第2号第22条第1項に定めるものと同じ。)が決定します。
2. 募集価格または売出価格
代表取扱会員が合理的と判断する価格を参考として発行会社との協議により決定されます。ただし、入札方式またはブックビルディング方式が採用される場合もあります。
3. 募集売買取扱手数料
募集価格または売出価格には証券会社の募集売買取扱手数料が含まれており、その手数料率は代表取扱会員が決定しています。募集価格または売出価格から募集売買取扱手数料を差し引いた価格が発行会社の発行価格となります。
4. 抽選による割当
申込総数が当社割当株数を超えた場合には、当社のルールに従って適正に抽選を行って割当先および割当株数を決定します。この場合日本証券業協会が公正慣習規則に定める引受けにおける公正配分ルールにしたがって行うものとします。
5. 募集売出の中止
申込総数が募集売出総数の25%未満であり、かつ5,000万円未満であった場合、およびその他やむを得ない事情があった場合は当該募集売出を中止することがあります。
6. 株券の預託義務
発行会社の募集売出により交付される株券については、グリーンシートに指定されている間は、全て当社の保護預りとし、お客様は原則として当該株券を引き出すことが出来ないものとします。

(グリーンシート銘柄の取引のルール)

日本証券業協会は、店頭市場における秩序維持と公正な取引慣行を確立するため、次のようなルールを定めています。

1. グリーンシート銘柄の取引の注文はすべて指値で行うことになっていません(成行注文はできません)。
2. グリーンシート銘柄の取引の受渡しは、原則として約定日から起算して4日目(休業日を除く)の日に行われます。
3. グリーンシート銘柄には、1日の制限値幅がありませんので、店頭売買有価証券に比べて、1日の価格変動が著しく大きくなる場合があります(ただし当社では値幅制限についてJASDAQ銘柄の値幅制限に準じるものとしています)。
4. 証券会社が提示する気配は、あくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている気配値で取引が行われるとは限りません。

（グリーンシート銘柄の取引ルール2）

上記の他に当社では次のようなルールを定めています。

1. 株式等の売付けまたは買付けの注文は1株単位（ただし単元株制度を採用している発行会社の株式等については、1単元株単位）で行うことができます。
2. 当社は株式等についてお客様よりの委託形式または仕切りによる相対売買により取引を執行します。
3. 取引の執行時間は、次のとおりとします。
平日：午前9時から午前11時まで
午後0時30分から午後3時まで
半休日：午前9時から午前11時まで
休業日および半休日は証券取引所の休業日および半休日にしたがいます。
4. 買い注文により取得した株式にかかる株券については、グリーンシートに指定されている間、全て当社の保護預りとし、お客様は原則として当該株券を引き出すことが出来ないものとします。

（名義書換）

株式等の買付けを行ったお客様は、原則として株主名簿の基準日（商法第244条の3に定めるものと同じ）までに名義書換請求を行うものとします。

（不正取引の禁止）

お客様はグリーンシート銘柄の取引にあたって、次に掲げる不正取引を行ってはなりません。

1. 株式等の売買その他の取引について、不正な手段、計画または技巧をすること。
2. 株式等の売買その他の取引について、重要な事項について虚偽の記載があり、または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を利用して金銭その他の財産を取得すること。
3. 株式等の売買その他の取引を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

（風説の流布、偽計利用等の禁止）

お客様はグリーンシート銘柄について、株式等の募集または売買その他の取引のため、または株式等の相場の変動を計る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をしてはなりません。

（相場操縦の行為の禁止）

お客様はグリーンシート銘柄の株式等の売買を誘引する目的をもって、次に掲げる行為を行ってはなりません。

1. 単独でまたは他人と共同して、当該株式等の売買取引が繁盛であると誤解させ、またはその相場を変動させるべき一連の売買取引を行うこと。
2. 当該株式等の相場が自己または他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。
3. 当該株式等の売買取引を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、または誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

(会社関係者の禁止行為)

1. お客様のうち次に掲げる者(以下、「会社関係者」といいます。)であって、証券取引法第166条第2項に定める発行会社の業務等に関する重要事実(以下、「インサイダー情報」といいます。)を次に掲げるところによって知った者は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該発行会社の株式等の売買をすることはできません。当該発行会社の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であって、次に掲げる会社関係者でなくなった後1年以内の者についても、同様とします。
 - (1) 発行会社の役員、代理人、使用人、その他の従業員(以下、「役員等」といいます。)が、その者の職務に関し知ったとき。
 - (2) 当該発行会社の商法第293条の6第1項に定める権利を有する株主が、当該権利の行使に関し知ったとき。
 - (3) 当該発行会社に対する法令に基づく権限を有する者が、当該権限の行使に関し知ったとき。
 - (4) 当該発行会社と契約を締結している者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含みます。)であって、当該発行会社の役員等以外の者 当該契約の締結若しくはその交渉または履行に関し知ったとき。
 - (5) (2)または(4)に掲げる者であって法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ(2)または(4)に定めるところにより当該発行会社等の業務等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限る。)が、その者の職務に関し知ったとき。
2. お客様のうち、会社関係者から当該会社関係者が上記「1.」の(1)～(5)各号に定めるところにより知った「1.」に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者(「1.」の(1)～(5)に掲げる者であって当該(1)～(5)の定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知った者を除く。)または職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知った者は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該発行会社の株式等の売買をすることができません。
3. 上記「1.」の公表されたとは、発行会社の「1.」に規定する業務等に関する重要事実、発行会社の業務執行を決定する機関の決定または発行会社の売上高等または証券取引法第166条第2項第1号トに規定する配当または分配について、次のいずれかの方法によって、一般に情報を提供されたこと、または、証券取引法または関連法規、日本証券業協会の規則若しくは当社との契約により要求されるディスクロージャーにこれらの事項が記載されている場合において、当該ディスクロージャーが公衆の縦覧に供されたことをいいます。

- (1) 証券取引法施行令第30条に規定する報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開されたこと。
- (2) 取扱証券会社を代表する証券会社または日本証券業協会のホームページに掲載されて公衆の縦覧に供されたこと。

(空売りの禁止)

お客様は、グリーンシート銘柄について、株式等を有しないでその売付をすることはできません。

(取引の停止)

当社は次に該当する場合、当社ルールで定める取引時間であっても、株式等の取引を停止することがあります。

1. 発行会社の重要事実の周知徹底を必要と認めた場合。
2. グリーンシート銘柄の取引のために当社およびその他の取扱会員が利用するコンピューターシステムに障害が発生した場合。ただし、当該障害発生前、または「週末まで」のご注文は、障害後も継続します。
3. 代表取扱会員のマーケットボード、ディスクロージャボードに障害が発生した場合（ただし、買い注文のみ停止の取扱いとなります）。

(取引監理銘柄)

1. 当社は、代表取扱会員が発行会社をグリーンシート取引監理銘柄に指定した場合で、事態の改善が認められないと判断した場合は、相当と認める期間の経過をもってグリーンシート銘柄としての気配提示および取引を中止します。お客様は何らの補償を当社から受けることなく当社のかかる措置にしたがうものとします。なお、取引監理銘柄については値幅制限はかからないものとします。
2. 代表取扱会員は次の場合に発行会社を取引監理銘柄に指定しています。
 - (1) 発行会社の発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたとき。
 - (2) 発行会社が法律の規定による会社の更生または再生または整理を必要とするに至ったとき。発行会社が営業活動を停止したときまたはこれに準ずる状態になったとき。
 - (3) 他の会社が発行会社を吸収合併する場合、株式交換によって発行会社の株主に他の会社の株式が発行される場合、または発行会社が他の者への営業の譲渡を行う場合等でこれらによって発行会社が当該吸収合併、株式交換又は営業譲渡等（以下「合併等」といいます。）により実質的な存続会社でなくなったか他社の完全子会社となったと代表取扱会員が認めたとき。
 - (4) 発行会社が他の会社の吸収合併等を行った後、発行会社の状態が著しく悪化し、登録企業として不相当であると代表取扱会員が認めたとき。
 - (5) 発行会社が法令または定款に違反して、発行会社の発行する株式等をグリーンシート銘柄として取扱うことについて代表取扱会員が不相当と認めたとき。
 - (6) 取扱主幹事契約の違反が判明したとき。
 - (7) 発行会社が証券取引法および関連法令、日本証券業協会の公正慣習規則によっ

て要求されるディスクロージャー（以下、「グリーンシートにおけるディスクロージャー」といいます。）について、その定める提出期限内に提出を行わなかったとき。

- (8) グリーンシートにおけるディスクロージャーにおいて、発行会社が虚偽の情報開示あるいは情報隠匿を行ったとき。
- (9) 取扱いを廃止する場合において、お客様の換金場を確保するために、取引監理銘柄としての取引が妥当と代表取扱会員が判断し、一定期間を限定して取引を行うとき。
- (10) 発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
- (11) 発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、破壊活動防止法に定める団体、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
- (12) その他、発行会社または発行会社の役職員、株主または取引先が、一般国民に被害を生じさせうる反社会的集団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

（取引注意銘柄）

当社は、代表取扱会員において発行会社が次のいずれかに該当すると判断された場合、発行会社をグリーンシート取引注意銘柄に指定するものとし、事態の改善が認められない場合は相当と認める期間の経過をもって取引監理銘柄に指定します。お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社のかかる措置に従うものとし、

1. グリーンシートにおけるディスクロージャーのうち、代表取扱会員が提出期限を発行会社との契約により定めているものについて、正当な理由なくその提出期限内に提出が行われなかったとき。
2. 発行会社がグリーンシートにおけるディスクロージャーまたは代表取扱会員との契約により要求されているお客様からの公開質問に対する回答（以下、「公開質問回答」といいます。）を、正当な理由なく怠ったとき。
3. 発行会社がグリーンシートにおけるディスクロージャーまたは公開質問回答を行う際に、投資家の誤解を招くおそれがある情報開示を行った場合。
4. 発行会社に関する風説または未確認の報道が流れたことにより、株式等の公正な取引に支障があると代表取扱会員が判断した場合。
5. 取扱いを廃止する場合において、お客様の換金場を確保するために、取引監理銘柄としての取引が妥当と代表取扱会員が判断し、一定期間を限定して取引を行う場合。
6. その他、発行会社に取引注意銘柄に指定すべき事態が生じたとき代表取扱会員が判断した場合。

（グリーンシート銘柄としての取扱廃止）

発行会社が、次のいずれかに該当する場合は、当社は何らの意思表示を要しないで当然に発

行会社の株式等のグリーンシート銘柄としての取扱いを廃止するものとします。お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社のかかる措置にしたがうものとします。

1. 日本国内の取引所に上場または日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録された場合。
2. 発行会社が証券取引法第193条の2の規定に基づき監査報告書の提出を義務付けられている場合は監査報告書に記載されている公認会計士または監査法人の総合意見が、「不適正」または「意見差し控え」（天災地変等、発行会社の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。以下同じとします。）であるとき。
3. 発行会社が証券取引法第193条の2の規定に基づく監査報告書の提出義務を負わない場合は、会社内容説明書に添付されている監査報告書に記載されている公認会計士または監査法人の総合意見が「不適正」、「不適法」または「意見差し控え」であるとき。
4. 代表取締役会員が発行会社の株式等のグリーンシート銘柄としての日本証券業協会に対する届出を取下げたとき。

(その他の留意事項)

1. グリーンシート銘柄の発行会社の中には、名義書換代理人を設けていない企業もありますので、盗難等には十分ご注意ください。
2. グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。
3. ネットストック取引規程第25条、第26条および第27条に加え、お客様が以下に該当した場合はグリーンシート銘柄の取引を制限しますのでご注意ください。
 - (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する暴力団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
 - (2) お客様が破壊活動防止法に定める団体、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。
 - (3) お客様が(1)および(2)の他、一般国民に被害を生じさせうる反社会的集団、その構成員あるいはその他のものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

(説明書の変更)

本説明書は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容が、お客様の従来の権利を制限、またはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに意義のお申し立てがないときは説明書の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成15年8月